

平成29年塩尻市議会12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成29年12月14日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 監査委員の選任について

議案第 5号 公平委員会委員の選任について

議案第 6号 字の区域の変更及び廃止について

議案第 8号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費及び2項清掃費、9款消防費、12款公債費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第 9号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第15号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、第2条債務負担行為補正

○出席委員・議長

委員長 牧野 直樹 君

副委員長 小澤 彰一 君

委員 中村 努 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 西條 富雄 君

委員 村田 茂之 君

議長 金田 興一 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

午前9時56分 開会

○**委員長** おはようございます。定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから12月定例会、総務生活委員会を開催いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。なお、総務部長から所用により欠席の旨、連絡がありましたので御報告をいたします。

審査に入る前に理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しい中、総務生活委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げてございます議案等につきまして、御審査をよろしくお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○**委員長** では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について、副委員長から説明させます。

○**副委員長** 本日は、議案10件の審査を行い、委員会審査終了後、委員会協議会を開催します。なお、委員会による視察及び懇親会の予定はありません。以上です。

○**委員長** ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**企画課長** それでは、議案関係資料の1ページをお願いいたします。本会議でも御審議をいただきました、組織の再編にかかわります、塩尻市組織条例の一部を改正する条例でございます。

1の提案理由でございますが、現在策定中であります第五次総合計画第2期中期戦略を、効果的に推進するための組織機構の再編、必要な改正を行うものであります。

2の概要でございます。事業部の再編では、市民交流センター・生涯学習部、これを設置いたしました。あわせて、各事業部の分掌事務の再編を行うものでありまして、4の条例の施行等、平成30年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。左が改正案。第2条7号であります、市民交流センター・生涯学習部。これは、現在の市民交流センターの所管のうち、子育て支援センター、これはこども教育部に移管をいたします。残りました市民交流に関する事項、それから図書館、これと合わせまして、こども教育部から生涯学習部門、社会教育でありますとか、スポーツの関係、これを移管して、合わせて市民交流センター・生涯学習部として再編するものであります。

第3条の分掌事務でございますが、(1)の総務部。1番下でございます、力の危機管理に関することを、新た

に加えました。これにつきましては、消防防災課を危機管理課に変更いたします。自然災害も含めた総合的な危機管理の相互調整を行うための改正であります。

3ページの(6)の建設事業部、1番下のキであります。交通安全及び輸送対策に関すること。これは右側の現行のちょうど中ほどになりますが、(3)の市民生活事業部のケ、ここから移管をしてございます。これは現在、市民生活事業部の地域振興課で担っております地域振興バス等の交通対策、これを建設事業部の都市計画課に移管するための改正であります。

おめぐりいただきまして、7号の市民交流センター・生涯学習部の所管業務であります。アの生涯学習の企画調整からカの青少年に関することまで、これは現在、こども教育部の所管業務であります。これを移管いたしますし、キの市民との協働に関すること、クの市民交流及び人づくりに関すること、これは現行の市民交流センターの業務であります。合わせまして、市民交流センター・生涯学習部の所管業務とするところでございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 本会議の中でも出されていましたが危機管理の関係ですが、この中身、もう少し具体的にどういうものが含まれるのか。それから、体制もそうなる、今の体制よりも何か専門官を置くというような答弁もありましたけど、その辺の人員的な体制の部分もわかりましたらお願いします。

○委員長 答弁を求めます。

○企画課長 危機管理につきましては、異常気象でありますとか、大震災への備え、これはもとよりテロ対策でありますとか、情報漏洩、感染症、有害鳥獣等、多岐にわたっておりますので、さまざまな事象を想定した危機管理体制の構築、これを目指しています。

現在、危機管理総合対策チームというものがございまして、この設置、所管事項につきましては、災害その他の危機という定めがございます。したがって、災害はそれぞれのマニュアル、自然災害対策マニュアル等ございますが、その他の災害、その他の危機、これをどう規定をして関与していくかということが、まだ不明確でございますので、この点をしっかり細かく整理をしていきたいということでございます。職員体制等につきましては、総務部よりお願いをいたします。

○人事課長 本会議の答弁でもございましたが、人員体制も充実すべきということでございまして、いわゆる専門官の関係でございますが、自衛隊退官者を平成31年4月でございますけれども、採用できる運びとなったということでございます。

また、平成30年度は、県の総合防災訓練が塩尻市を会場にということでございまして、その業務もございますが、消防関係のそういった即戦力となる職員も、これは嘱託員というような形でございますが、できれば採用したいということで、今、話を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 今、鳥獣被害の話も出されたけれど、そこは今では2階で森林課ってところが中心になっているわけですが、その辺のすみ分けは、どんな鳥獣被害の、どういう部分を考えていますか。

○企画課長 私も以前の職場で、教育委員会に属していたわけでありまして。例えば、クマの出没に関しまして、教育委員会でも対応いたしますが、重複するような対応体制になってしまう。また、情報が行き渡らない等ござ

いますので、そういった庁内的な想定される事象を整理して対応してまいりたいと考えております。以上です。

○古畑秀夫委員 そうすると、いわゆる農作物への被害みたいなのは、今までどおり農林のところでやるという理解で、いわゆる人間に危害を加えるようになっていような理解ですかね。

○企画課長 個別の対応につきましては、現行どおりということではありますが、全庁的な対応が必要なものの調整につきましては、迅速かつ的確に対応できる、そういった指示命令系統というものを、危機管理課でしっかり構築してもらいたいということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 3ページの市民生活事業部から建設事業部のほうに移る、交通安全対策及び輸送に関するのですが、これは、地域振興バスがこの中に該当するというふうに承知しておりますけれども、これは事業部が移動することによって、内容というのはどのように変わるというふうに想定されているのでしょうか。

○企画課長 交通施策は、田園地域、それから中心市街地をネットワーク化するコンパクトシティを進める上で、必要不可欠であります。建設事業部で立地適正化計画、平成30年度中に策定をして平成31年度から公開をしていくというようなことの中で、当然、調整区域の活性化であります集落機能の維持、こういった事項の詳細が出てまいりますので、また、国の求める小さな拠点事業という取り組みも、検討していかなければならない。その中で、その先を見越して、交通施策というのを一体化して、建設事業部の中に位置づけて、具体的な事業を想定していくというための変更でございます。以上です。

○副委員長 利用者数が減ったりふえたりというのがありますが、やはり過疎化していく際に、ぜひ拠点をこうつくっていくことが大切なことなんです。本来の趣旨の、交通手段がない中山間地に住む方の足を確保するという本旨は、ぜひ守っていただくというんですか、維持していただくようにお願いします。要望です。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号については原案のとおり認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第2号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案関係資料を用いまして御説明をいたしますので、5ページのほうをお願いいたします。議案第2号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、この法律の一部が改正されましたことに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございますが、非常勤職員につきまして、養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めるものなどでございます。もう少し詳しく申し上げますと、現状は、非常勤職員につきましては、育児休業ができる期間は、原則、養育する子が1歳に達するまでというふうになっておりますが、保育所には入れないなど特別な事情がある場合には、1歳6カ月に達するまで延長することができるという規定です。改正案でございますが、今回の改正は、1歳6カ月に達した時点で、さらに保育所には入れない、そういった特別な事情がある場合においては、再度申し出ることによりまして最長2歳まで延長することができるというような規定でございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。6ページ以降でございますので、よろしく願いいたします。まず、条例第2条の改正でございます。第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定しているものでございます。

その第3号におきましては、こちらの非常勤職員の規定でございますが、非常勤職員につきまして、一定の要件を満たす非常勤職員以外は、育児休業をすることができないという規定となっておりますのでございます。その要件につきましては、現行の3号のアでございますが、(ア)は省略してございますけれども、これは特定の職に引き続き1年以上在籍する非常勤職員という規定でございます。(イ)につきましては、その子供が1歳6カ月に達するまでに任期が満了しない、あるいは特定の職に引き続き採用することが見込まれる非常勤職員ということでございます。そして(ウ)も省略されておりますけれども、こちらは1週間の勤務日が3日以上非常勤職員という規定でございます。

改正案でございますが、この要件の中、(イ)のところの下線がございますが、後ほど説明いたしますが、新たに第2条の4という条を起こすんですが、この条に該当する場合には、養育する子が2歳に達するまで育児休業をすることができる、こういったことを追加するものでございます。

次に、第2条の3の改正でございます。第2条の3は、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日を規定するものでございまして、そこに1号を省略してございますが、これは子の1歳到達日、先ほど申し上げました1歳到達日で、これは原則ということでございます。

2号につきましては、子の1歳2カ月到達日。これは配偶者も育児休業をしている場合は、1歳2カ月だということでございます。

7ページの下の方に3号がございますが、3号も省略してございますが、これは子供の1歳6カ月到達日に保育所等に入園できない、そんなような特別な場合のことを規定してございまして、1歳、1歳2カ月、1歳6カ月というこの3つを規定しているものでございます。

この第2条の3の改正、2号でございますが、こちらは配偶者の取得している育児休業。先ほど申し上げました、配偶者も育児休業を取得している場合、それを地方等育児休業というように読みかえている規定でございまして、これを新たに、後ほど説明いたします、第2条の4のほうにも該当をさせようとする改正でございます。

次に、7ページの下の方にございます、第2条の4でございます。こちらは追加してございますが、非常勤職員が2歳に達する日まで育児休業ができる場合を規定しているものでございます。まず、非常勤職員が1歳6

カ月到達日の翌日から育児休業をしようとする場合がございますが、次の8ページの第1号、第2号にございますけれども、1号は非常勤職員が1歳6カ月日に育児休業をしている場合、または、配偶者が、先ほど申し上げました地方等育児休業をしている場合という規定でございます。

第2号につきましては、1歳6カ月に達した時点で保育所には入れない、そういった場合を規定しているものがございます。そのときは再度申請をするという関係でございます。

この第2条の4を追加いたしまして、次に8ページの第2条の5でございます。この改正につきましては、新たに第2条の4を追加したことに伴います、条の繰り下げでございます。

次に第3条の改正でございますが、第3条につきましては、再度育児休業をすることができる特別な事情を規定しているものがございます。その第6号にも規定しております関係でございますが、育児休業終了日に予測できなかった事案、例えば配偶者が病気になってしまったとか、別居してしまったというような事情が生じて、育児休業をしないと養育に著しい障害が生じることになった場合の要件の中に、保育所の利用を希望しても、なかなか当面入園することができないと、そういった事情を加える改正でございます。

また、次の9ページの第7号も改正してございますが、こちらはその特別な事情の要件の中に、1歳6カ月の場合に加えまして、2歳まで延長の規定を該当させる改正案でございます。

次に9ページの第4条の改正でございますが、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情というものを規定してございまして、保育所に当面入園できないというような事情を加えていくものがございます。

次、第11条の改正でございますが、こちらは、今度は正規職員の関係でございます。正規職員が再度育児短時間勤務をすることができる、特別な事情を規定しているところでございますが、こちらにも保育所に当面入園できないというような事情を加えるような改正となっております。

条例の新旧対照は以上でございますが、本市の実情を若干申し上げたいと思っておりますけれども、今、申し上げたのは、非常勤職員の育児休業の関係が主でございまして、本市の非常勤職員、嘱託員でございますが、実は一般職の非常勤職員という任用ではなくて、特別職の非常勤職員の任用ということになっております。そこで、この育児休業に関する法律の対象とはならないために、今回の条例改正には該当はしないというものがございます。

しかしながら、本市におきましては、そういった非常勤職員の育児休業も充実させたいということでございまして、この5月に嘱託員の育児休業に関する要綱を制定いたしまして、養育する子が3歳に達する日までは、正規職員と同じように育児休業ができるというような規定を適用させております。

しかしながら、今、申し上げた特別職の非常勤職員という規定でございますが、これは本市だけではございまして、全国的に非常勤職員が特別職となっている場合、あるいは、一般職となっている場合とまちまちになってございまして、これをしっかり精査しなければならないということを全国的にやっております。平成32年4月1日から、会計年度任用職員制度というものが適用されます。その制度にのっとりまして、本市におきましても、非常勤職員を特別職から一般職に改めていくような作業を進めるような手はずを、今、進めているところでございます。もし、現在の嘱託員が一般職の非常勤職員という規定になりましたら、この条例の規定のように、2歳まで適用ができるということでございますが、一般職の非常勤職員としての任用ができないというような職種におきましては、特別職の非常勤職員という規定になりますので、これは現在要綱で適用している3歳までというような形になっていくものと考えております。

また、現在、非常勤職員で育休を取っている者は4名おりました、1歳到達日から1歳10カ月くらいで、2歳到達日までの取得を取っている者がおります。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、この非常勤職員というのは、どのような人を指して、今、塩尻で何人くらいおるわけですか。

○人事課長 今、370人ほどおりますが、いわゆる、ここで言っている非常勤職員は嘱託員でございます。例えば保育士の嘱託、あるいは事務系であっても特別な用務を担っている職員がおります、それが、例えば、運転士さんだとか、警備員さんとか、そういった方が嘱託員でございます。以上です。

○古畑秀夫委員 そうすると、臨時職員とは違うということだね。嘱託ってことは。

○人事課長 臨時職員は臨時的任用でございまして、嘱託員とは別の任用でございまして。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○西條富雄委員 その中で、今、その非常勤の方が育休を取られた場合の、補完している職務が動かなくなってきた場合には、対応は臨職で補完するのでしょうか、という考え方でいいですか。臨時職員で採用するのかどうかということです。

○人事課長 例えば、保育士の嘱託員が育休を取られるということになれば、保育士の場合は、全体的に人数が足りないというような状況もございまして、嘱託員を新たに任用、採用するか、あるいは臨時職員で対応するか、そのときの状況によって対応はまちまちなかと思いますが、いずれにしても、何らかの対応をしないと、保育現場が回っていかないということでございます。

また、ほかの職種におきましても、その方は嘱託員としての身分は残っておりますので、そこへ新たに嘱託ということになると、また、難しい面がございますので、恐らく臨時職員対応になるというような形になると思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 そのようにお願いします。市民サービスが低下しないように、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

○村田茂之委員 これは内部規程なので、あれですけど。子育てしやすいまちっていう中で、この中には、この関係するような対象の方々には余りいないと思うのですがけれども、本当に子育てしている人たちにとってという観点から立ったときに、当市の今の規程っていうのは、今後の話で、どういうところを強化なり改善しなきゃいけないかって、そういうめどを持ってらっしゃるかどうか、お聞きします。ちょっと難しかったかな。

○委員長 条例の案件なんで、これ、今のやつは求めても答えが出てこないんで、これはちょっとわかるように。

○村田茂之委員 いずれにしても、これはベスト・プラクティスかどうかわかりませんが、今後何が必要かっていうことも、ぜひ見ていただきたいなということで、要望でございます。

○人事課長 お答えになっているかはわかりませんが、先ほど、西條委員のところでもお話ししましたが、お一人の嘱託員が育休を取ると。それは制度もございまして、子育ての現場ということでございますので、それはよからうと思いますが、その後のフォローアップを、私どものほうでいかにすべきかということ、しっかり持ってないといけないというふうに考えております。以上です。お答えになっているかはわかりません。以

上でございます。

○委員長 ほかにございませんか。

○中村努委員 正規職員の育休は、これは2歳まででしょうか。

○人事課長 3歳でございます。

○委員長 よろしいです。

○中村努委員 今、本市には待機児童がいませんので、対象者はいないかと思うんですが、待機児童がいるようなところは、もし、今、3歳って言われましたけども、待機児童になってしまった場合、半年間延長してもらえというような制度があるというのを聞いているんですが、その辺はいかがですか。

○人事課長 正規職員は地方公務員法の規定にのっとってやっておりますので、延長というような規定はないということでございます。

○中村努委員 そうすると、今回の条例改正で、非常勤の職員の育休について延長がされたわけですが、これは非常勤の場合は最長2年ということで、正規は3年と。こういうふうに整理させてもらっていいですか。

○人事課長 もう1つ整理させていただきますと、条例上は2年ということでございますが、これ今は、該当しないんですが一般職の非常勤職員でございまして、今、私どもが持っている要綱が3年というような規定でございます。ですので、平成32年4月1日の時点、先ほど申し上げた会計年度任用職員のときの、非常勤職員の補正差の中でどうなるか、ちょっと未定でございますが、条例上は2年でいくと。あるいは、その条例にのっとらない部分は、3年ということもあり得るといようなことでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが。一般職員ではなくて、特別職員が該当するんだっていう御説明で、平成32年4月にこれが整理されて、できたら特別職から一般職のほうへっていうふうに私は伺ったんですが。特別職ってのは、具体的にはどういう職種を指すのでしょうか。

○人事課長 現在、塩尻市の非常勤職員、嘱託員は、特別職の非常勤職員というような任用に、実はなっております。これが正しいかどうかっていうのは過去のいろんな経過があったかと思うんですけども。全国的にそういった事例になっておまして、特別職と言いますと、地方公務員法の規定が適用されないというようなものがございますので、それはおかしいということで、平成32年4月1日からの会計年度任用職員のときに、通常ならば一般職の非常勤職員というような形に、改正をしていくというような形になります。

また、たまたま特別職の非常勤職員という規定でございますが、実際の仕事は、一般職の非常勤職員ということで仕事をなさっている方がほとんどだと思います。特別職というのは、理事者、市長、副市長、あるいは議員の皆様も特別職ではございますが、そういった特殊な業務ではなくて、一般の業務を担っていただいているのが実情でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

議案第3号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する 条例

○委員長 次に、議案第3号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきます。10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例ということです。長い条例文になっておりますが、端的に言いますと、マイナンバーを使って情報の連携を行うための条例ということになってございます。

提案理由です。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものになります。

概要でございます。市長部局内において、個人番号を利用して授受することができる特定個人情報を追加するものです、となっております。

新旧対照表のほうで、説明をさせていただきたいと思いますので、11ページになります。11ページ以下になりますけれども、今回の主務省令で定められている事務で、新たに追加された事務は15ページになります。

ちょっと15ページをおめくりいただきたいと思います。こちらは、条例に定めております別表の33です。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもので、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による給付の支給に関する情報であって規則で定めるものが、従来、市町村の事務に加わっておりませんでしたのが、今回市町村の事務に加わりましたので、この33を追加するものが、新たに追加されるものになります。

その他の別表の修正に関しては、従来、例えば11ページにお戻りいただいて、11ページの2になりますけれども、児童福祉法による障害児通所給付費等というふうに書いてございまして、従来、私どものほうでは、児童福祉法による事務っていう取り扱いで、規定をしなくていいというふうに考えておったんですけれども。なので、現行のほうには、児童福祉法によるという表現が、特定個人情報には載ってないんですが、今回見直しをする上で、主務省令でより細かく事務の規定をするというふうに国のほうでなっておりますので、今回の改正については、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報と、塩尻市市税条例というふうの規定を書きかえてござい

ます。

同じように文章の中身の修正の部分で細かく載せなきゃいけないもの等を、別表の2から、5、10、11というふうになっておりまして、先ほど説明しました33以外の部分については、それらのところの修正となっております。

33を追加させていただいたことに伴いまして、従来33にありました子ども子育て支援法に関する部分を、34に繰り下げているという修正になってございます。

いずれにいたしましても、国のほうで定めのある、法律に定めのある主務省令に載っている事務に関して、これは全国、国も県も市もやっている事務が全部載っておりますので、そのうちの塩尻市でとり行う事務を別表に定めておりまして、そのうち今回関係するところの修正を行っているという形になりますので、よろしくお願いたします。私のほうからは、以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって、可決するものと決しました。

議案第14号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第14号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第14号のほうをお願いいたします。議案関係資料を主に用いたいと思いますので、よろしくお願いたします。議案第14号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。この「等」でございますが、「等」の条例は、特別職の職員等の給与に関する条例、また、議会の議員の議員報酬等に関する条例のことでございます。

追加議案のほうでございます、申しわけございません、よろしいですか。提案理由でございます。人事院勧告がことしの8月8日に出されたわけでございますが、この人事院勧告に基づきます、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与改定、また、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定することに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございます。人事院勧告につきましては、民間企業との比較によりまして、給与改定、勤勉手当、期末手当、あるいは、給与制度の総合的見直しというようなものでございましたが、まず給与改定につきましては、その(1)にございますが、俸給表の水準を引き上げることとございまして、一般職の職員の各給料表の給料月額につきまして、若年層につきましては1,000円引き上げ、その他を平均約400円引き上げるも

のでございます。平均の改定率は、0.2%でございます。

次に、第2号に該当いたしますけれども、勤勉手当、期末手当の支給割合の引き上げでございます。そのアにありますが一般職につきましては、勤勉手当の年間の支給割合を100分の10引き上げるものでございます。そのイでございますが、常勤の特別職職員及び議会の議員につきましては、期末手当の年間の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

また、こちらの説明にはございませんが、そのほかに給与制度の総合的見直しというものがございまして、現在55歳を超えます職員の給料等の1.5%減額措置、また、その経過措置につきましては、平成30年3月31日をもって廃止するというような規定。また、平成27年1月1日に抑制された昇給を配賦するというような規定。これは後ほど新旧対照表と条例附則のほうで御説明させていただきますが、そういったような内容がございます。

それでは、新旧対照表のほうをお願いいたします。2ページ目に、参考の比較表がございますが、後ほど利用させていただきますが、その次の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関係。塩尻一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。その第31条の改正でございますが、勤勉手当の額につきまして、引き上げる率を12月支給で調整する改正でございます。(1)の改正でございますが、再任用職員以外の職員につきましては、現行6月また12月とも、100分の85を支給しているわけでございますが、改正案といたしまして6月は100分の85、これは支給済みでございますが、12月を100分の95ということで、100分の10引き上げるというものでございます。また、括弧内は、特定幹部職員、これは部長でございますが、現行6月と12月とも100分の105を、改正案は6月は100分の105、これは支給済みでございますが、12月を100分の115ということで、100分の10引き上げるというような改正でございます。

次に(2)でございますが、これは再任用職員のことを規定しているものでございます。次の4ページまでにかかってまいりますが、現行6月、12月とも、100分の40を支給しているところでございますが、改正案といたしまして、6月は100分の40、これは支給済みでございます、12月を100分の45ということで、100分の5引き上げるものでございます。括弧内は特定幹部職員、これは部長級のことを規定しております。現行、6月、12月とも100分の50でございますが、改正案は、6月は100分の50、これは支給済みでございます、12月を100分の55として、100分の5引き上げる改正でございます。

4ページに附則の改正がございます。附則第8項の改正がございますが、その冒頭に、附則第5項という規定がございますが、この附則第5項につきましては、先ほど少し申し上げましたが、平成30年3月31日までの間ですが、55歳以上の職員の給料月額などを減ずる措置の規定でございました。で、この附則第8号の規定につきましては、この第5項の規定による勤勉手当の削減額を実は規定しているわけでございます。給料月額のほか、勤勉手当の削減額を規定しているものでございますが、先ほど申し上げた31条で勤勉手当を上げた分、削減額を引き上げるというような改正でございます。この第1条関係は公布の日から施行いたしまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に5ページをお願いいたします。こちらは第2条関係でございまして、これも一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。第7条の改正がまずございます。こちらは、原稿の半ばのほうに下線が引いて

ありますが、並びに附則第8項、あるいは及び附則第5項第3号というような規定がございます。こちらの部分は、平成30年3月31日までの削減規定でございますので、この附則部分は削除するような形になりますので、この条項文を削る改正となっております。

こういった同様の改正が、そこの第27条、また次のページの第28条の第3項、またその次のページの第31条の規定の中にもございまして、同様の改正でございます。

6ページの第28条のそれ以外の改正でございますが、こちらは「において」を「には」というようなことで、表記を改めてまいるものでございます。

次に7ページの第31条をお願いします。先ほどの文言以外の関係でございますが、第31条、現行というのは、第1条関係では、平成29年度の勤勉手当の支給割合を、12月の勤勉手当に振り分けたものでございますが、これを第31条では、もとと言いますか100分の92、平成30年度の支給割合は、6月と12月とも同率に改正してまいるものでございます。

そして、8ページ。附則の改正でございます。附則は、期間限定の規定がずっと並んでおりまして、これを削除してまいるものでございます。これは13ページまででございます。

また、この第2条関係は、平成30年4月1日から施行するものでございます。なお、この第1条関係と、第2条関係の支給割合の表が2ページの参考の部分にございますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

例えば、参考の1番上、一般職の職員のうちの特任幹部職員以外の、部長以外の職員のことが規定してございます。右から2番目の欄に、平成29年度の支給割合がございます。6月は支給済みでございますので100分の85、12月は100分の10ふやしまして、100分の95を支給するというものでございます。これが第1条関係でございます。

そして、第2条関係は、その右の平成30年度の支給割合の規定でございますので、6月、12月とも100分の90で支給すると、同じ割合に戻していくというような内容でございます。

それでは、戻りまして、14ページでございます。第3条関係でございますが、特別職の職員の給与に関する条例の新旧対象表でございます。こちらは特別職の職員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。100分の5引き上げていくという改正でございまして、公布の日から施行いたしまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に15ページをお願いします。第4条関係でございますが、こちらも特別職の職員等の給与に関する条例でございますが、先ほど一般職と同じように、この第3条で率を変えたものを、平成30年度からの支給割合を改正していくものでございます。これは平成30年4月1日から施行していくものでございます。

次に16ページをお願いいたします。第5条関係でございます。議会の議員報酬等に関する条例の新旧対象表でございますが、こちらは議会の議員の皆さんの期末手当の支給の12月の支給割合を改正して、100分の5引き上げるものでございまして、こちら公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するというものでございます。

次のページの17ページでございますが、これは第6条関係でございます。やはり議会の議員の皆さんの議員報酬等に関する条例でございますが、特別職、一般職と同じように、今、5条で率を変更したものを、平成30年度以降の支給割合に改正していく内容でございます。これも平成30年4月1日から施行するものでございま

して、この第3条関係から、第6条関係の特別職等議会の議員の皆さんの改正は、2ページの参考の部分にございますので、そちらもごらんいただきたいと思います。

2ページの参考の1番下の5でございますが、常勤の特別職の職員及び議会の議員の皆さんの支給割合でございます。右から2番目のところに、平成29年度の支給割合がございます。6月はもう支給済みでございますが100分の155、12月は100分の5ふやして、100分の175だということでございます。そして、右の欄が、平成30年度の支給割合、これを規定しているものでございますが、そういった割合にして支給をしてみたいという改正でございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですね。ないようですので、それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

次に進みます。

議案第4号 監査委員の選任について

○委員長 議案第4号監査委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第4号、議案関係資料の16ページでございますが、監査委員の選任につきましてをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に概要でございますが、監査委員につきましては、地方自治法、また、塩尻市監査委員条例の規定によりまして、委員3人でございます。この委員3人のうち、識見を有する者のうちから選任いたしました林三代治委員が、この平成29年12月25日に任期満了となることに伴いまして、再び林三代治氏を適任者と認め、選任をしようとするものでございます。

林氏につきましては、平成25年12月から監査委員をお願いしておりまして、ここで1期目が終了するものでございます。なお、林氏以外の委員は、高砂礼次氏と西條富雄氏でございます。

略歴等でございます。林氏の略歴につきましては、17ページに記載してあるとおりでございますが、住所は大門並木町、年齢は70歳でございます。

任期につきましては、地方自治法の規定により4年でございます。監査員の職務につきましては、市の財政に関する事務の執行等の監査をお願いしているものでございます。報酬につきましては、塩尻市特別職の職員等の給与に関するこの条例の規定によりまして、月額9万6,000円でございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第5号 公平委員会委員の選任について

○委員長 議案第5号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第5号をお願いいたします。資料の18ページをお願いいたします。公平委員会委員の選任についてでございます。

まず、提案理由でございますが、公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

概要でございますが、公平委員会委員につきましては、地方公務員の規定により3人でございます。この3人のうち、古田澄人氏が平成29年9月6日に退任したことに伴いまして、新たに伊藤高良氏を適任者と認め、選任をしようとするものでございます。なお、伊藤氏以外の委員は、三村尚志氏と北川直樹氏でございます。

次、略歴でございますが、伊藤氏の略歴につきましては、19ページの記載のとおりの内容でございます。住所は峰原、年齢は67歳でございます。

任期につきましては、古田氏の残任期間となりまして、平成30年6月21日でございます。また、公平委員の業務でございますが、職員の不利益処分についての審査請求に対する審査、また職員からの苦情の処理等でございます。報酬につきましては、条例の規定により、日額9,500円でございます。なお、会議は通常年2回でございますし、今まで申し出はなかったというように聞いております。以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

議案第6号 字の区域の変更及び廃止について

○委員長 次に、議案第6号、字の区域の変更及び廃止についてを議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 それでは、議案説明資料の20ページをお願いいたします。

議案第6号字の区域の変更及び廃止についてでございますが、こちらのほうにつきましては、11月15日の議員全員協議会におきまして、市の開発公社のほうから報告をいたしました。10月17日付で市の土地開発公社から市に申請がございました、字の区域の変更及び小字の区域の廃止につきまして議会の議決をお願いするものであります。

1といたしまして提案の理由でございますが、原新田宅地分譲事業に伴いまして、当該事業区域内の字の区域の変更及び廃止することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございますが、原新田宅地分譲事業区域内にあります、小字を含めますが、字を廃止することに伴いまして、同区域内の大字広丘堅石の一部を大字広丘原新田に変更するものでございます。

まず、変更する字でございますが、(1)として、現在あります、大字広丘堅石字下原6筆355.77平米につきまして、こちらを大字広丘原新田の区域に変更するものでございます。

それから、(2)として、字の廃止でございますが、こちらのほうにつきましては、アとイとございますが、大字幸尺(3筆)、それから、大字大論地(7筆)、こちらの10筆でございますが、こちらの小字を変更するものでございます。それからイにつきましては、先ほど区域の変更で出てきましたが、同じ6筆について、こちらも小字を廃止する区域ということで表示してございます。

位置図でございますが、21ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうに、太枠で囲ってございます。こちらのほうにつきまして、広丘駅から県道塩尻鍋割穂高線を西へ約500メートル行ったところでございますが、県営広丘団地の跡地でございます。枠の中をちょっと見ていただきまして、ちょっとわかりづらいわけなんです、東西南北に中央で交差している部分がございます。この東西の道から北側が先ほど申しました小字の大論地の区域になります。それから東西の道から南のほうの小字の幸尺という区域になります。あと下原の区域でございますが、これは南側の一部、それから南西の一部に当たっているということで、ごらんをいただきたいと思っております。

それから4番の効力の発生につきましては、地方自治法第260条第2項の規定によりまして、告示の日から効力を発生するというものでございます。今後につきましては、市の告示を行ったところで、宅地の分譲の主体であります開発公社のほうで登記等の届け出をし、その後、分譲を開始するというような運びでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ないようですので、それでは質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第6号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第6号は、全員一致をもって可決するものと決しました。

それでは、10分ほど休憩いたします。再開は11時10分からということでよろしくをお願いします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

議案第8号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費及び2項清掃費、9款消防費、12款公債費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 休憩を解いて次に進みます。議案第8号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）の審査をいたします。慣例により、歳出から説明していただきます。説明を求めます。

○人事課長 それでは、17ページ、18ページをお願いいたします。17ページ以降の歳出全般を通しまして、人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては、補正の理由が、各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括、御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で、各該当科目におきましては、職員給与費、嘱託員報酬の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○市民課長 それでは、19ページ、20ページをお願いいたします。2款総務費の3項1目、戸籍住民基本台帳費について説明をいたします。説明欄3つ目の白丸の次の黒ポツ、過年度個人番号カード交付事業費補助金返還金2万5,000円の増額は、個人番号通知カードの再交付に関する費用に対し、国から補助金が交付された平成27年度分及び平成28年度分について、全国一斉に再確認の調査がされたところ、件数等に差異が生じたことにより、返還する補助金について補正をお願いするものでございます。私からは、以上です。

○選挙管理委員会事務局長 続きまして、その下の4項選挙費の3目の財産区議会議員選挙費でございますが、任期満了に伴います洗馬財産区議員の一般選挙でございますが、7月2日に執行予定でありましたが、無投票となったために、事業費の確定に伴いまして不用額を減額するものでございます。以上でございます。

○市民課長 それでは、23ページ、24ページをお願いいたします。3款民生費の1項8目、国民健康保険総務費について説明をいたします。説明欄3つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金25万2,000円の増額は、国保特別会計への事業費等繰出金で、社会保障・税番号制度対応によるシステム改修に伴う事業費、及び国保運営協議会にかかる費用に対する繰出金について、補正をお願いするものでございます。私からは以上です。

○**財政課長** それでは、少しページが飛びますけれども、45ページ、46ページをお願いいたします。12款公債費でございますけれども、こちらは補正額ゼロでございますけれども、財源内訳の変更となっております。

歳出は以上になりますので、次は歳入を続けて説明させていただきますので、11ページ、12ページにお戻りいただきたいと思います。11ページ、12ページからが歳入になります。

10款の地方交付税でございますけれども、説明欄の黒ポツ、普通交付税700万円余の増でございますけれども、こちらにつきましては、普通交付税の交付額確定に伴い増額をするものでございます。

次、14款1項1目、民生費国庫負担金。そのうち、黒ポツの障害児入所給付費負担金でございますが、こちらにつきましては、障害児施設給付費に対しまして、国が2分の1を負担するものでございまして、同じページの下、15款1項1目に県の負担金がございますけれども、こちらは同じものに対しまして、県が4分の1を負担するものでございます。

上に戻っていただきまして、14款2項2目の民生費国庫補助金のうち、1節の社会福祉費補助金と、2節の児童福祉費補助金につきましては、それぞれ説明欄にございますとおり、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に伴いますシステム改修が必要な経費につきまして、それぞれ国で3分の2が補助されるものでございます。3節の母子福祉費補助金につきましては、母子家庭の自立支援教育訓練給付費に対しまして、国が4分の3補助するものでございます。7目の土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、これに今年度の内示額に応じまして、減額補正するものとなっております。

次に、15款2項4目の農林水産事業費県補助金。こちらは、中山間地域の直接支払事業に対しまして、国と県が3分の1ずつ負担するわけでございますけれども、合わせて県から交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。17款1項1目の一般寄付金につきましては、小学校の教育振興を目的に寄付されたものということで、135万円余の増額でございますけれども、こちらは図書購入費と就学援助費に充当してございます。

次、18款2項1目の基金繰入金。こちらにつきましては、今回の補正予算の財源調整のために財政調整基金から繰入をするものでございます。3項1目の財産区繰入金につきましては、先ほど説明がありました洗馬財産区議会議員選挙が無投票に終わりましたので、繰入金のほうを減額するものでございます。

19款の繰越金につきましては、前年度繰越金を、今回の補正予算に充当しているものでございます。

20款5項4目の雑入でございますが、こちらは松塩地区広域施設組合の平成28年度決算に伴う負担金の精算で、今回、返還が生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。21款1項5目1節の道路橋梁債につきましては、道路施設の長寿命化改修事業に充当するものでございます。2節の都市計画債につきましては、北部地域拠点整備に充当します起債を、それぞれ変更するものでございます。7目3節の社会教育債につきましては、文化会館の改修事業のほうの減額補正に伴いまして、起債も減額するものでございます。

8目の臨時財政対策債につきましては、交付税と合わせまして、発行可能額の確定に伴い、今回補正をさせていただくものでございます。歳入は以上になりますが、戻っていただいて、5ページをお願いいたします。

5ページが債務負担行為補正でございますけれども、こちらは、新年度に使用いたします、予防接種のワクチン代について限度額を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございますけれども、こちらは、先ほど御説明をいたしました、起債のそれぞれの増減に伴いまして限度額を変更するものと、下のほうの追加の分につきましては、北部地域拠点に充てるものとして追加をさせていただくものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 16ページの教育債で、いわゆる文化会館の事業が3,650万円が減額。これは何か事業を取りやめたということですか。どういうことか、ちょっと説明をお願いします。

○財政課長 文化会館の改修ということで、今年度冷温水器の更新工事を予定しておりましたけれども、事情によりまして、その工事ができなくなったということで、来年度にその分は回すということで、起債のほうも減額ということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○西條富雄委員 24ページの、先ほど説明のありました国民健康保険事業特別会計繰出金。システム改修にかかわったものだと説明を受けましたが、これに対して国の補助等は、歳入のどこに書かれているか教えてください。12ページのと違いますよね。これは、民生費。ちょっと説明してください。

○財政課長 私のほうから説明さしあげますけれども、国保のシステム改修の補助金につきましては、国保特別会計のほうに歳入として計上してございます。

○西條富雄委員 理解しました。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ないようですので、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、第2条債務負担行為補正

○委員長 次に、追加議案第15号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）を審査いたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、歳出のほうでございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。特別職の給

与費でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議会費及び総務費の特別職給与費の補正予算につきましては、先ほど議案第14号におきまして説明させていただいたとおりでございますが、人事院勧告に基づきます議会の議員及び常勤の特別職の職員、市長、副市長でございますが、期末手当の支給割合を変更するというので、期末手当の差額100分の5の補正増をお願いするものでございます。議会の議員18人分51万5,000円、また常勤の特別職、市長、副市長、2人分の11万7,000円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

○**財政課長** それでは、1ページ戻っていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入になりますけれども、18款2項1目の基金繰入金ということで、今回の補正に当たりまして、財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

それから戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。4ページに債務負担行為補正がございます。こちらにつきましては、中央本線奈良井踏切移設工事につきまして、JRへ委託することに伴いまして、期間と限度額を定めるものでございます。説明は以上です。

○**委員長** よろしいですか。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** これは特別職の関係が出ていますが、一般職は人事院勧告に伴う部分ってのは、どういう補正になっているわけか。まあ、あらかじめ盛ってあるってことですか。

○**人事課長** あらかじめ盛ってあるということではございませんで、今回12月補正の必要がないということでございます。ちなみに、一般職職員の給与表の改定と勤勉手当の改定によりまして、約2,400万円弱の増と実はなります。しかしながら、職員の平均単価の減と、平成29年度予算案成立後に退職した者がおりまして、約5,000万円の予算減となるということでございまして、今回補正は行わずに、3月定例会におきまして、差額の減額補正をお願いすることとしております。以上でございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

○**副委員長** 4ページの債務負担行為の補正について。中央本線の奈良井踏切の移設工事について。これが1,157万円というふうにありますけれども、地元住民の念願のことで関心の高いところなんですけれども、これ、本年度の補正では何を事業内容としてはされるのでしょうか。

○**財政課長** 実際の工事内容につきましては、担当の建設課のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**建設課長** 建設課長の上條と申します。それでは、ただいま御質問のありました、今回の債務負担行為の補正につきまして、説明をさせていただきます。

中央本線奈良井踏切道新設工事委託の債務負担行為補正についてでございますが、奈良井踏切新設工事については、今、副委員長がおっしゃったとおり、かねてからの要望のあったところございまして、今まで管理者でありますJR東海と協議を行ってまいりました。また、あわせまして、第2中山道踏切の撤去についても協議をしてきたところでございます。

当初、平成29年度、本年度に踏切新設。次年度、平成30年度に第2中山道踏切を撤去する2カ年の予定でしたが、協議先でございますJR東海内部の調整がなかなか進まず、市が回答を得るまで相当な時間を要し、進捗が遅れが出てきたところでございます。

また、合わせまして、国土交通省北陸信越運輸局から、奈良井踏切設置と第2中山道踏切の撤去を、1つの協定としてするという指示を受けたところでございます。協定の期間が3カ年必要となったということでございます。その結果、撤去期間となる平成30年度から平成31年度、そちらについての、今回の1,157万円を限度額とした債務負担行為をお願いするというものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 実際には、これは調査費のようなものなのでしょうか。

○建設課長 工事費でございます。

○委員長 よろしいですか。

○建設課長 大変申しわけございません。工事費ではないです。1,157万円につきましては、委託をする委託料ということでございまして、済みませんでした。

○委員長 はい、委託料ということですか。

○副委員長 申しわけございません。3カ年で、全て工事を全部ひっくるめた工事費というのは、どのくらいになる見込みなのでしょうか。

○建設課長 現在、1億2,000万円を予定しているところです。また、これから協定につきましては、協定先と協議するという形になりますが、今現在考えているのは、1億2,000万円くらいです。

○副委員長 これ、1億2,000万円っていうのが高いか安いかっていう問題もあるんですが、踏切を撤去して、あそこに人道としての踏切をつけるだけで、これだけの金額がかかるってことなのでしょうか。

○建設課長 踏切を新設ですね。新設場所につきましては、杉の森の酒造場のもとありましたところから、東のほうに来たところの場所になりますが、そこに新設するというものです。撤去につきましては、日出塩の跨線橋の北側にあります第2中山道踏切の撤去という両方合わせた金額が1億2,000万円ということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 こだわって申しわけないですが、あれは、大変特殊なところにつくるので、あそこは木造の民宿が大変建っていて、もし踏切の警報音が通常と同じようなものだと、大変困ったりするわけで、地域住民の要望というのが、この工事の中にどれほど盛り込まれるか、それによって工事費が上がるのか、下がるのかってことも関心のところなんです。その点の内容についてはいかがなんでしょう。

○建設課長 詳細の関係につきましては、担当係長のほうから説明申し上げます。

○建設係長 建設課建設係柏原と申します。先ほどの御質問に対しての御説明ですが、現在、極力、場所があのような観光地でありまして、重伝建施設ということもあるので、配慮できる部分については、極力配慮してまいりたいというふうに考えております。ただ、現在の時点で、どこまでその配慮をしていくかっていう部分については、現在検討をしておるところですので、もしそういった部分があれば、その都度、対応していきたいと考えております。以上です。

○副委員長 要望として申し上げたいんですけども。これは、先ほどおっしゃったように、大変長い間の懸案の事項で、地域の方、特に奈良井地区の方の要望だとか、意見だとか、考え方も随分さまざまにあるわけです。経過もありますし。この予算が1億2,000万円っていうのが私は高いように思うんですけども、この交渉と、それと同時に地元住民の方の意見を、ぜひ酌み取るような協議会のようなものを、できたらぜひ、つくっていた

だきたいなど。これは要望です。

○委員長 要望ということでよろしいですね。ほかにありませんか。

○村田茂之委員 あわせてのお願いなのですが、住民側との、例えば、今回の経過で、おくれるとかっていうような話とか、どういうふうにしようっていうところは、大変だったっていうふうに聞いていますけれども、一旦それで構想ができていますよね。協議会っていうお話もありましたけど、住民説明に対しては、やっぱり、ものすごく気を使って進めていただきたいなっていう、これは要望でありますけど、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。じゃあ、私から一言、言います。

この間、奈良井宿のところに、多分、4つか5つ、人道の作場道、何ていうの、そういうのがあったと思うんだけど、それを全部閉鎖して、1つにするってことでよろしいですか、その理解で。

○建設課長 そのとおりです。現在、4つあるものを1つにまとめて、今ある作場道につきましては、閉鎖ということでございます。

○委員長 地元住民の要望ということで、行政のほうも、しっかりやっていただいていると思います。先ほど副委員長から話がありましたけれども、やはり地元の要望がなきゃ、こんな仕事は出てこないんで、ある程度は地元の話も聞いていただいて、すばらしい踏切にしてもらえばいいと思うんです。

多分、JR関係で1億というのは安いほうだと思いますんで、これはJR東海は特に高いんで、よくやっていただいたと思います。これからも頑張ってください。

ほかにありますか。

○副市長 補足をさせていただきますが、この奈良井踏切の撤去につきましては、10年近くの年月と、当初は檜川地区にあります踏切を1本撤去するために、数億円という工事費をかけて、中学校の下に新たな道路をつくってやろうと。基本的にJRは、1本の踏切をつくるには、1本の踏切を廃止しなけりゃいかん、こういう原則がありまして、それを私どもに迫ってきたわけでございます。したがって、そういう経過がございまして、大変難航した事業でございます。とても数億円をかけてやるような、数億円と言いますか5億円近くかかることはできないということで、一旦事業を諦めたわけでございますけれども。本山の、今の跨線橋の、下のところの踏切の使用状況と、あるいは、本山日出塩の住民の皆さんの、本当に多大な御理解をいただきまして、そこが閉鎖できるということになりまして、その閉鎖をもって、新しい踏切が新設できるということでございますので、ぜひその辺の御理解をいただきたいと思っておりますし、今、委員長がおっしゃいましたように、JRの工事、1億2,000万円が高いか安いかというような御議論がございしますが、経過的には、数億円をかけてやるような事業が、この範囲でできるような状況になってまいったということでございまして、一層の御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それから、地元要望でございますけれども、これはJR東海とのいろんな鉄道に関する規制が大変厳しい状況でございます。したがって、地元の要望が必ずしも100%通らないことがございまして、その辺もあわせて御理解をお願い申し上げたいと存じます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号中当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第9号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 別冊議案第9号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。1ページの第1条をごらんください。国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ223万4,000円を追加し、予算の総額を88億5,397万5,000円とするものです。

歳入から説明をさせていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。3款2項の国庫補助金は、社会保障・税番号制度対応によるシステム改修に伴う事業に対するもので、補助率3分の2、27万6,000円を増額するものです。

6款2項の県補助金は、医療費通知の通知期間を3カ月延長することにかかる費用に対する、県の特別調整交付金の増、170万6,000円でございます。

9款1項の一般会計繰入金は、事務費等繰入金の25万2,000円でございます。

続いて、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。1款2項1目の賦課徴収費につきましては、説明欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費41万5,000円の増は、社会保障・税番号制度によるシステム改修委託料で、本年11月13日から本格運用している、情報連携ネットワークシステムを利用した情報連携事務で、連携するための項目等が不足している部分について改修を行うといった内容でございます。かかる費用の3分の2は国庫補助金で、3分の1は事務費繰入金で賄っていきとってございます。

3項1目の運営協議会費は、国保運営協議会で国保制度改革について御協議いただくに当たり、委員を対象とした研修会にも参加していただく必要から、協議会の開催予定数をふやしたことによる委員報酬と費用弁償の増になります。かかる費用につきましては、事務費繰入金で賄うこととしております。

9款2項1目の保健衛生普及費は、健康増進事業の1つであります医療費通知を、従来は6カ月分の通知をしておりましたが、今後12カ月分の通知を行うことにより、平成30年度以降の保険者努力支援の評価項目に対応しようとするものでございます。既決予算では、4月診療分から9月診療分までの6カ月分を7月から12月に送付しますので、本年度中の対応として、10月診療分から12月診療分までの3カ月分を、来年1月から3月に送付するため、3カ月分ですが郵送料と通知の作成委託料の補正となります。かかる経費は、県の特別調整交付金で賄います。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○村田茂之委員 先ほどの障害者の云々もあるんですが、マイナンバー制度については、第2フェーズに入っているって認識でいるんですが、情報連携っていうのは、具体的に行政から見て何が変わるのかって話と、市民から見て何が変わるのか、ちょっと総括的な説明をいただきたい。

○情報政策課長 本会議のときに、柴田議員からの質問にもございましたけれども、そこでも御答弁させていただきましたけれども、情報連携、市町村をまたいで、行政情報の行き来ができるようになるというものになりまして、11月から本格運用が始まっております。特に市民の方におきましては、従来、持ってきていただきました所得証明とか、そういった書類の添付が不要になるというようなことがございます。特に転入される方や転出された方に関しまして、従来であれば、前の市町村で取っていただいた証明書を持って手続に来ていただくというようなことがございましたけれども、今後はその証明書等が不要になるということで、証明書の手数料や何かも不要になるということで、市民の皆様、特に転入の方に関しては、非常によくなるという形です。

また、市の側におきましても、例えば書類の不備というようなことがございまして、児童手当の申請や何かに来られた場合に書類がないということで、また取りに行ってきたりしたいとか、そのようなことが、特に転入者の場合とかにはあったんですけども、そういうようなことも含めて、事務の簡便化が行われているということで、実際に転入転出をされる方には、より効果があるという形になっているものでございます。

また、市役所の中の情報の連携もできるということになっておりますので、その部分においても、事務の軽減につながっているということになります。以上です。

○村田茂之委員 そういう意味では、行政の内部の連携っていうのは、これは重要なことだし、それから市民側、今の話は非常にいい話だなんていうふうに聞いてましたけど、行政側のほうの連携っていうのは、どのような具体的な事例とかがあっていうのはあるんでしょうか。教えてください。

○情報政策課長 実際に本会議でも御答弁させていただきましたけれども、塩尻市から問い合わせをする件数が44件、塩尻市に問い合わせをいただく件数が41件ということで、税の証明であったり、いろんな情報なんですけれども、そのようなものがやりとりされておまして、他の団体や他の市町村との連携がはかられているというような形になっています。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

議案に関する審査は以上です。

閉会中の継続審査の申し出

○委員長 行政側から何かありましたら、お願いをいたします。

○**市民生活事業部長** 閉会中の継続審査について、お願いをいたします。総務生活委員会が所管いたします総務部、企画政策部、市民生活事業部、それぞれに重要事業等を抱えております。そのため、閉会中におきましても、協議会等をお願いする場合がございますので、よろしくをお願いいたします。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 慎重に御審査をいただきまして、大変ありがとうございました。提出をいただきました全ての議案に対しまして御了承をいただいたもの、感謝を申し上げておるところでございます。ますます寒さも日を追って厳しくなっております。委員の皆様、御自愛をいただきますよう、お祈り申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。以上で12月定例会総務生活委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時40分閉会

平成29年12月14日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印